

令和4年度根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会だより

令和4年9月7日(水) 発行: 根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会事務局

令和4年度 第1回 根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会 会議

根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会

——— 令和3~5年度のテーマ ———

「自己を見つめ、相手を尊重し、
豊かな人生を切り拓く子どもの育成」

【令和4年度目標】

- ・ 児童生徒が人間関係を広げ、深める
- ・ 関係機関の取組等の充実



令和4年7月26日(火)、根室振興局大会議室にて、「令和4年度第1回根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会」を開催しました。本連絡協議会は、子どもの健全育成にかかわる関係機関の関係者が一堂に会し、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題について現状を把握するとともに、意見交換や協議を通して、学校、家庭、地域、関係機関等の今後の取組に生かすことを目的に開催しているものです。小中学校及び高等学校校長会、根室振興局、教育委員会、関係機関及び団体等の職員等の11名が参加し、重点テーマや関係機関等の取組の現状や今後の連携・協働の在り方について説明・協議を行いました。

北海道教育大学教職大学院 室山俊美 特任教授による講演

北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員である北海道教育大学教職大学院 室山俊美 特任教授から『子ども達が笑顔で過ごせる学校、社会』を目指して～いじめ等対応の更なる強化・改善について～と題して、具体的な事例を含めご講演いただきました。

- いじめへの対応について
 - ・ いじめか否かはいじめ防止推進法(平成25年)に基づき、「本人が苦痛を感じたかどうか」によること。
 - ・ いじめの認知件数が過去最大となっているにも関わらず、反面「0件」と報告する学校もあり、いじめへの感度を上げることが求められていること。
 - ・ 今の「いじめの定義」は、いじめかどうかは本人の感情や主観性により決まる側面があり、第三者(教師含む)が正確に判断することはできない。
 - ・ 「いじめ指導の力」ではなく、「個々の問題行動に対応できる力」が求められる。
- 問題行動等の未然防止
 - ・ 本道の課題として、嫌な思いをしたときに「誰にも相談しない」と回答した児童生徒の割合が、小中学校で全国平均の倍程度であることや、担任がいじめを発見する割合が全国の半分程度であることなどが挙げられること。
 - ・ 被害者、加害者、観衆、傍観者のいじめの四層構造で、いじめの場の空気を最初に変えるのは傍観者であること。
 - ・ 米国・英国との比較では、日本は学年を追うことに傍観者が増加する傾向があり、仲裁者は減少する傾向があること。
 - ・ いじめ加害に影響するのは、友人ストレス、競争的価値観、不機嫌怒りストレスが挙げられる。学校だけでは対応できない面があるが、こうしたことを踏まえ、「居場所づくり」や「絆づくり」などいじめが起きにくい学校風土・学級風土づくりが重要であること。
 - ・ 取組や対応は単発ではなく、教育課程全体で行うことが重要であること。

講演動画を YouTube で配信しています。ぜひ御覧ください。



<https://youtu.be/BglhSgSv1As>

グループ協議について

- 協議のテーマ
 - ・ 「児童生徒が人間関係を広げ、深める」ために取り組んでいることや取組の課題などを共有すること。
 - ・ 関係機関が相互にそれぞれの取組を理解し、つながることで、関係機関の取組の充実を図ること。
- 各組織等の情報共有や連携に壁があり、課題である。また、組織の中でもいじめの認識について差がある。
- 人権協議会を通じた人権意識等の向上や、ジュニアリーダーの育成による人間関係力の育成、「少年の主張」を通じた多様性を認める資質・能力の育成などいじめの未然防止等につながる具体的な取組を各機関が行っていることを共有した。
- 学校は以前に比べ、抱え込まないように、関係機関との連携により、事例が積みあがってきた。
- 小さなことから情報発信するなどして、いじめ等に対する取組や認識を共有していくことが大切である。